

下 総 第 7 3 3 号
令和5年(2023年)5月17日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 木 本 暢 一 様
同 田 中 義 一 様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和4年2月7日付け監査報告第4号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

上下水道局給水課
上下水道局北部事務所

上下水道局北部事務所について

[指摘事項]

(1) 時間外勤務命令について、以下の事例が見受けられた。適正に勤務時間を管理されたい。

ア 週休日に6時間を超えて勤務をした場合において、当該職員（2名）に休憩時間を与えていなかった。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、下関市上下水道局職員就業規則を一部改正（令和4年4月1日施行）し、時間外勤務等を命じた場合における休憩時間の付与規定を新設した（令和4年3月31日付け局内通知済）。

今後は、労働基準法及び下関市上下水道局職員就業規則の規定に基づき、職員に対し適正に休憩時間を付与するべく勤務時間の管理を徹底する。

上下水道局給水課及び北部事務所について

[指摘事項]

(2) 給水装置の新設に伴う納付金については、下関市水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）第7条第2項の規定により、給水装置の新設等の工事に着手する前にこれを納付しなければならないが、納付金を納付する前に給水装置の新設に伴う配水管からの分岐工事を行っている事例が見受けられた。所管課の説明では、納付金の納入確認については、分岐工事の有無に関係なく、給水装置の新設工事の完了後に給水装置工事検査申請書と給水申込書が提出された際に行うのを通例としており、また、給水条例における給水装置の新設の工事には配水管からの分岐工事が含まれるとのことであった。納付金の納入の確認を適時に行う等、給水条例の規定に則して適正に収納事務を行われたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、令和4年2月1日から納付金の収納は「分岐工事着手前」に改めたが、給水条例第7条第2項に規定する「工事着手前」が「分岐工事前」であると明確に規定されておらず、納付金を分岐工事着手前に収納することで規定どおり収納事務がなされているか疑義が生じたため、納付金の納付時期の見直しを行い、納付時期を明確にすること、及び工事

申込者の納付金準備期間に余裕をもたせるため、給水条例を一部改正することにより、条例上も納付金の納付期限を「工事着手前」から「管理者からメータの貸与を受ける日まで」に改めた。(令和5年4月1日施行)

以上